

6 運用基金の状況

運用基金とは、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、原資を貸付けなどの方法で回転運用することによって特定の事務又は事業を運営するために設置する基金である。本市では久留米市土地開発基金及び久留米市高額療養費支払資金貸付基金が設置されている。

(1) 久留米市土地開発基金

運 用 状 況 調 書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 基金額	運用額	償還額	基金 積立額	取崩額	令和6年度末 基金額
現 金	2,621,327	0	0	801	0	2,622,128
貸付金等の 未償還額	0	0	0	—	—	0
合 計	2,621,327	0	0	801	0	2,622,128

本基金は、公用若しくは公共用の土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することによって市の事業の円滑な執行を図ることを目的に、昭和44年度に設置されたものである。本年度の運用状況は上記の表のとおりである。

本年度は、本基金の繰替運用に係る利子の80万1千円を本基金に積み立てている。

この結果、基金額は前年度末より80万1千円増加して、26億2,212万8千円となった。

(2) 久留米市高額療養費支払資金貸付基金

運 用 状 況 調 書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 基金額	運用額	償還額	令和6年度末 基金額	運用益金 繰出額 (預金利息)
現 金	10,000	△118	118	10,000	5
未 償 還 額	0	—	—	0	—
合 計	10,000	△118	118	10,000	5

本基金は、久留米市国民健康保険の被保険者に係る高額療養費の支払いに必要な資金の貸付けを行うことにより、医療費支払いの円滑化と市民の健康と生活の安定に寄与することを目的に、昭和52年度に設置されたものである。本年度の運用状況は上記の表のとおりである。